

# 動物取扱業者が活用できる補助金

【ブリーダー、ペットショップ、第二種動物取扱業者 向け】

## 小規模事業者持続化補助金

### 制度の概要

- ・小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む地道な販路開拓等（生産性向上）の取組やこれとあわせて行う業務効率化の取組を支援
- ・補助対象者：いずれかの業種に該当すること（相談窓口で確認して下さい）  
業種）商業・サービス業 人数）常時使用する従業員の数5人以下  
業種）製造業その他 人数）常時使用する従業員の数20人以下  
※会社および会社に準ずる営利法人、個人事業主、一定の要件を満たしたNPO法人（任意団体等は対象外）。

- ・補助額：上限50万円（一般型）、補助率：2／3（一般型）
- ・補助対象：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など（一般型）
- ・補助対象経費：①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑫委託費、⑬外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすこと。

- (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

### 申請・補助金の交付決定・終了報告の流れ



【商工会議所事務局】 <https://r1.jizokukahojokin.info/>  
【商工会事務局】 [https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

- ・申請・相談窓口：  
全国の商工会議所・商工会  
※商工会議所・商工会の会員でなくても申請が可能  
※経営計画の作成にあたっては、商工会議所・商工会の助言等を受けること。  
※申請書のひな形は補助金事務局HPよりご確認下さい。

■ 全国の商工会議所  
<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

■ 全国の商工会  
[https://www.shokokai.or.jp/?page\\_id=1754](https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754)

作成：環境省自然環境局 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750（コールセンター、通話無料）

**動物取扱業者が活用できる補助金チラシ**  
**小規模事業者持続化補助金に関する追加案内**

■補助対象者について

○本補助金の対象となり得る者

①常時使用する従業員数が5人以下の会社、個人事業主、一定の要件を満たす特定非営利活動法人<sup>注</sup>)であって、下記の業種に該当する者。

- ・ペットショップ、ペットホテル、ペットサロン、ペットレンタル、ドッグトレーナー、猫カフェ等

②常時使用する従業員数が20人以下の会社、個人事業主、一定の要件を満たす特定非営利活動法人<sup>注</sup>)であって、下記の業種に該当する者。

- ・ブリーダー（自己により、繁殖から販売までを一体として実施している者）

注) 特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

(1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

(2) 認定特定非営利活動法人でないこと

○本補助金の対象とならない者

- ①系統出荷のみをしている者
- ②その他小規模事業者には該当しない者

その他補助対象者に関するお問合せは、公募要領を十分にご確認いただいた上で環境省動物愛護管理室（0120-323-750）までお願いいたします。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）</li> <li>・個人事業主（商工業者であること）</li> <li>・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師、助産師</li> <li>・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）</li> <li>・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外）</li> <li>・任意団体 等</li> </ul>

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞公募要領 第11版：2021年6月8日

[https://r1.jizokukahojokin.info/files/9116/2606/9717/koubo\\_r1\\_ver11.pdf](https://r1.jizokukahojokin.info/files/9116/2606/9717/koubo_r1_ver11.pdf)



#### ■補助対象事業について

- ・本補助金は、小規模事業者等が取り組む販路開拓や生産性の向上のために行う業務効率化の取組を支援するための事業です。  
詳しくは、公募要領を御覧ください。

#### ■補助対象事業になり得ると考えられる動物取扱業者の取組例

- ・販路開拓等（生産性向上）の取組事例（新たな販促用チラシ・広告等の制作、・ネット販売システムの構築、店舗改装等）  
例）飼養管理基準に沿って適正な飼育を行い、高品質な動物を取り扱っている事業者であることをPRし、新たな販路開拓に繋げる取組
- ・サービス提供等プロセスの改善の取組事例  
例）店舗内の飼育スペースを拡充して飼養管理基準に適合させることと併せ、従業員の動線など労務環境全般の効率化を目的として店舗の改修を行う取組
- ・IT利活用の取組事例（オンラインシステム・ソフトウェアの導入等）  
例）従業員の労務管理や動物の飼育状況等を一括的に管理するためのITサービスあるいはソフトウェア等を導入し、経営の効率化に結びつける取組